

仕 様 書
(十条駐屯地におけるクリーニング取次店の
設置及び経営)

令 和 8 年

陸上自衛隊補給本部

仕様書

1 業務件名

陸上自衛隊十条駐屯地におけるクリーニング取次店の設置及び経営（以下「設置等」という。）

2 業種

洗濯業（クリーニング取次）

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊補給本部長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、クリーニング取次店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - ウ 誓約書の内容に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前号により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、「公募要領」によるほか、次の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙にクリーニング取次店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、国有財産使用料の確定時期は、毎年見直され公募により決定された丙からの使用申請を受理し、国有財産法第14条に基づく財産協議等を経た後に許可が決定されることから、施設使用料及び土地使用料の確定も原則として当該協議等を了した後となる。

7 光熱水料（電気使用量）

丙は、国有財産使用料とは別に、乙が算定した本業務に要する光熱水料を負担しなければならない。

(1) 使用料の算定

陸上自衛隊補給本部総務部管理課が毎月ごとの使用料を算定する。

(2) 使用料の請求

陸上自衛隊補給本部調達会計部業務課が、(1)に基づき丙に対し、クリーニング取次店の翌月に使用料を一括請求する。

(3) 使用料の納付

丙は、(2)の請求に基づき定められた納付期限までに納付する。

8 営業日、営業時間等

令和9年4月1日から令和14年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

(1) 丙は、自らの責任においてクリーニング取次店の設置場所を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（甲が指定する者。以下同じ）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (3) 丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲に関する情報（書面等をもって甲が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲に返還、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

14 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合は、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難等の予防及び保安について常に心掛け、丙の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、国に対し、一切の損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の3か月前までに当該解除の理由及び予定期日を明示した文書により甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないこと。ただし、丙は、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、取扱商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。

- (3) 丙は、庁舎内の出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) クリーニング取次店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 丙は、クレーム、要望等について利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 丙は、クリーニング取次店の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うこと。
- (8) 丙は、売上金額の通知を翌月10日までに、甲に提出すること。
- (9) 丙は、甲が指示する書類を提出すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議する。

17 仕様の細部

- (1) 募集業種
洗濯業（クリーニング取次）
- (2) 設置場所
東京都北区十条台1丁目5番70号 陸上自衛隊十条駐屯地庁舎B南棟1階
- (3) 国有財産使用許可面積
39.59㎡
- (4) 営業日
土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は別途協議する。
- (5) 営業時間
原則として午前11時から午後6時を基準とし、それ以外は別途協議する。